



平成 28 年 2 月 16 日

各 位

会 社 名 ダイキョーニシカワ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 内 田 成 明
(コード：4246 東証第一部)
問 合 せ 先 執行役員 経営本部長 河 崎 広
(電話番号 082-885-9979)

株式の売出し及び第三者割当による新株式発行並びに 主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 16 日開催の取締役会において、当社普通株式の売出し及び第三者割当による新株式発行に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

また、当該売出しにより、当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主に異動が生じることが見込まれますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 株式の売出し及び第三者割当による新株式発行

1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売 出 株 式 の 当社普通株式 10,137,000 株
種 類 及 び 数
- (2) 売 出 人 HCP-1号投資事業有限責任組合
- (3) 売 出 価 格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 28 年 2 月 24 日(水)から平成 28 年 3 月 1 日(火)までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90~1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。）
- (4) 引 受 価 額 下記(5)に記載の引受人より売出人に支払われる金額である引受価額は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、売出価格等決定日に、売出価格と併せて決定される。
- (5) 売 出 方 法 売出しとし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受価額を差し引いた額の総額とする。
- (6) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 受 渡 期 日 売出価格等決定日の 6 営業日後の日

ご注意： この文書は当社株式の売出し及び第三者割当による新株式発行並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

- (8) 申込証拠金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (9) 申込株数単位 100株
- (10) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 内田 成明に一任する。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考> 2. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 1,520,000 株
種 類 及 び 数 なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われぬ場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主であるHCP-1号投資事業有限責任組合から1,520,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 内田 成明に一任する。

3. 第三者割当による新株式発行（下記<ご参考> 2. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 1,520,000 株
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 売 出 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 引 受 人 の 買 取 引 受 に
決 定 方 法 よる売出しにおける引受価額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される
資 本 準 備 金 の 額 資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 野村証券株式会社
- (5) 申 込 期 間 平成28年3月28日(月)
(申 込 期 日)
- (6) 払 込 期 日 平成28年3月29日(火)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 上記(5)記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 内田 成明に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意： この文書は当社株式の売出し及び第三者割当による新株式発行並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

今般、上記株式売出しを実施することといたしました。これは当社株主であるHCP-1号投資事業有限責任組合からの申し出を受け、投資家層の拡大と株主数の増加を目的として、公明正大かつ大規模な売却が可能な手法である当社普通株式の売出しを行うこととしたものであります。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主であるHCP-1号投資事業有限責任組合から1,520,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、1,520,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が当社株主であるHCP-1号投資事業有限責任組合から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成28年2月16日（火）開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式1,520,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成28年3月29日（火）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成28年3月22日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、本件第三者割当増資の手取概算額上限2,537,375,200円については、平成29年3月末までに、今後の当社の成形機等の機械装置の更新のための設備投資資金の一部に充当する予定であります。本調達資金については、具体的な充当時期までは主に安全性の高い金融商品等により運用する方針であります。

ご注意： この文書は当社株式の売出し及び第三者割当による新株式発行並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

当社グループの設備投資計画は、平成 28 年 2 月 16 日現在（ただし、既支払額については平成 27 年 12 月末日現在）、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
当社	広島地区工場 (広島県東広島市他)	日本	機械装置他	5,934	1,114	自己資金 増資資金 (注)4	平成 27 年 4 月	平成 29 年 3 月	(注)2
	山口地区工場 (山口県防府市)		金型・治具等	12,271	3,928	自己資金 リース	平成 27 年 4 月	平成 29 年 3 月	(注)2
国内子会社	広島県他	日本	機械装置他	670	222	自己資金	平成 27 年 4 月	平成 29 年 3 月	(注)2
在外子会社	中国 江蘇省他	中国・韓国	機械装置他	1,165	203	自己資金	平成 27 年 4 月	平成 29 年 3 月	(注)2
在外子会社	タイ ラョーン県他	アセアン	機械装置他	570	357	自己資金	平成 27 年 4 月	平成 29 年 3 月	(注)2
在外子会社	メキシコ グアナファト州 サラマンカ市	中米・北米	機械装置他	1,380	458	自己資金	平成 27 年 4 月	平成 29 年 3 月	(注)2

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 現在予定している設備投資については、大半が更新投資に該当し、能力増加にはあたらないことから完成後の増加能力は、記載しておりません。

3. 全工場の「機械装置他」及び「金型・治具等」については、主要販売先の生産計画に対応するための設備の更新であります。主要販売先の生産計画に柔軟に対応する必要があるため、当社グループでは、工場または地区を跨いで頻りに設備を更新します。このため、工場別での記載は行っておりません。

4. 増資資金は、平成 26 年 3 月の株式会社東京証券取引所への上場時の新株式発行による調達資金及び本件第三者割当増資による調達資金であります。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である H C P - 1 号投資事業有限責任組合及び当社株主である西川ゴム工業株式会社は野村証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して 90 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

ご注意： この文書は当社株式の売出し及び第三者割当による新株式発行並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目録見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

II. 主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動

1. 異動が生じる経緯

平成 28 年 2 月 16 日開催の取締役会において決議した前記「I. 株式の売出し及び第三者割当による新株式発行 1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の当社普通株式の売出しに伴い、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動が見込まれるものであります。

2. 異動する株主の概要

(1) 主要株主及び主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主の概要

①	名 称	HCP-1号投資事業有限責任組合
②	所 在 地	広島県広島市中区銀山町3番1号
③	代表者の役職・氏名	無限責任組合員 株式会社広島ベンチャーキャピタル 代表取締役 松谷 秀伸
④	事 業 内 容	有価証券の取得、保有並びに売買 投資事業組合及び投資事業有限責任組合の財産の運営及び管理
⑤	受 入 出 資 金	4,777 百万円（平成 27 年 12 月 31 日現在）

(2) 新たに主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

①	名 称	西川ゴム工業株式会社
②	所 在 地	広島県広島市西区三篠町二丁目2番8号
③	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 西川 正 洋
④	事 業 内 容	各種のゴムおよび樹脂製品並びにそれに関連する製品の製造
⑤	資 本 金	3,364 百万円（平成 27 年 9 月 30 日現在）

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

(1) HCP-1号投資事業有限責任組合

	議決権の数 (所有株式数) (注 1)	総株主の議決権の数 に対する割合 (注 1, 2)	大株主順位 (注 3)
異 動 前 (平成 28 年 1 月 1 日現在 (注 1))	137,555 個 (13,755,560 株)	19.00%	第 1 位
異 動 後 (注 2)	36,185 個 (3,618,560 株)	5.00%	第 4 位

(2) 西川ゴム工業株式会社

	議決権の数 (所有株式数) (注 1)	総株主の議決権の数 に対する割合 (注 1)	大株主順位 (注 3)
異 動 前 (平成 28 年 1 月 1 日現在 (注 1))	118,352 個 (11,835,200 株)	16.35%	第 2 位
異 動 後	118,352 個 (11,835,200 株)	16.35%	第 1 位

(注) 1. 当社は、平成 27 年 12 月 31 日を基準日として、同日（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には前日の平成 27 年 12 月 30 日）の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式 1 株につき 4 株の割合をもって株式分割（効力発生日：

ご注意： この文書は当社株式の売出し及び第三者割当による新株式発行並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

平成 28 年 1 月 1 日) を行っておりますので、①上記株主の所有株式数及び議決権の数は、基準日現在の所有株式数に 4 を乗じた株式数をベースに効力発生日現在の所有株式数及び議決権の数とし、②総株主の議決権の数に対する割合は、株式分割後の発行済株式総数 72,376,400 株から議決権を有しない単元未満株式数 16,000 株を控除した株式数 72,360,400 株に係る議決権の数 723,604 個を基準に算出しております。

2. H C P - 1 号投資事業有限責任組合の異動後の所有株式数及び議決権の数は、平成 28 年 2 月 16 日開催の当社取締役会において決議した引受人の買取引受による売出しの売出株式数 10,137,000 株を控除した株式数 3,618,560 株及びその議決権の数としております。

3. 大株主順位は、上記基準日現在の株主名簿による株主順位に基づくものです。

4. 異動予定年月日

前記「I. 株式の売出し及び第三者割当による新株式発行 1. 株式売出し (引受人の買取引受による売出し)」に記載の受渡期日 (売出価格等決定日の 6 営業日後の日)

5. 今後の見通し

今回の主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動による業績への影響はありません。

以 上

ご注意： この文書は当社株式の売出し及び第三者割当による新株式発行並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分 (作成された場合) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。